

2 構造物の部材

2.1 一般

(1) 【施】第2章1 部材の照査は、コンクリート部材、鋼部材、合成構造（ハイブリッド）部材で構成されたケーソン構造物、L型ブロック構造物、セルラブロック構造物、直立消波ケーソン構造物、及びハイブリッドケーソン構造物の性能規定について述べる。

(2) 各構造物の部材の性能照査については、【施】第2章1 部材の照査を参考に実施することができる。

(3) 既存港湾構造物の改良設計への対応

① 既存構造物あるいは部材を活用して新たな施設を設計・施工するに当たっては、施設の設計条件、現場条件等を考慮して、適切な方法により部材の照査を行わなければならない。既存構造物あるいは部材を活用した設計の基本的な流れについては、【共】第2章2.4 既存の技術基準対象施設の改良設計を参照することができる。

② 既存構造物あるいは部材を活用して新たな施設を設計するに当たっては、現地調査によりコンクリートや鋼材等の劣化や損傷等の変状を把握し、その状態を反映させて部材の照査を行うことが望ましい。

③ 既存の部材を活用する場合の部材の照査の方法については、**文献1) 2) 2-1)** を参考にすることができる。
なお、**文献2-1)** には、中詰材の固化によりケーソン部材を補強する場合の設計および施工に関する基本的な考え方を示した「中詰固化工法によるケーソンの補強設計・施工の手引き(案)」のほか、既存の防波堤ケーソンを新規の防波堤ケーソンとして転用する際の検討の基本的な考え方が示されている。